

中川村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

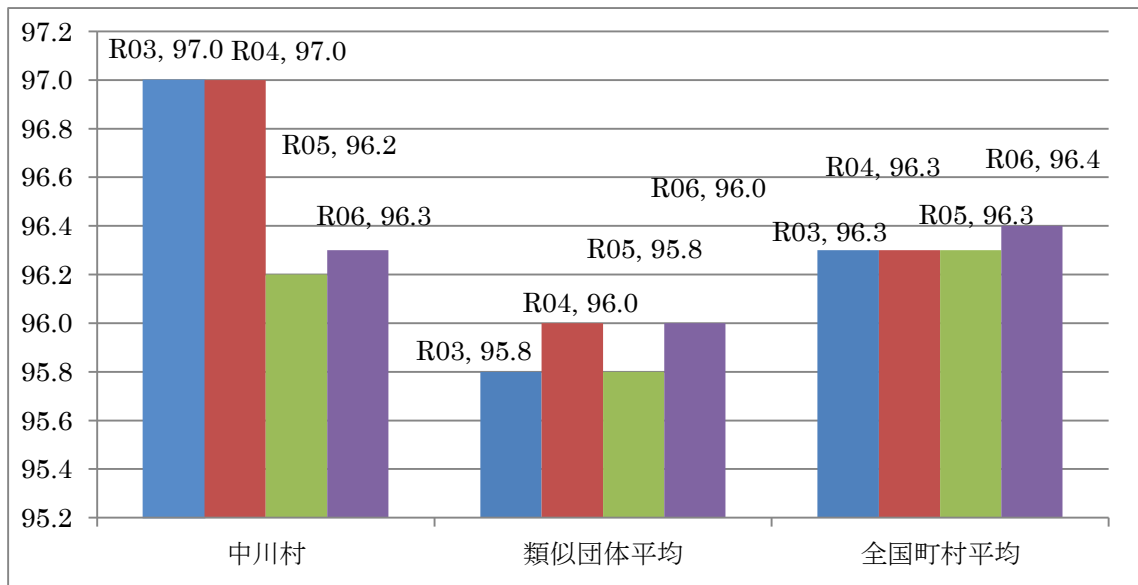
区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 4,712	千円 4,305,860	千円 404,080	千円 906,168	% 21.0	% 20.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与 費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	慰・饗当	計 B		
5年度	人 74	千円 243,144	千円 33,483	千円 104,798	千円 381,425	千円 5,154	千円 5,514

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 〇書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため勧告はありません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引き下げなし。高齢層については最大4%の引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②その他の見直し内容

管理職特別手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中川村	40.9 歳	307,200 円	364,000 円	343,406 円
長野県	45.0 歳	327,900 円	395,182 円	360,633 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
中川村	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
長野県	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	2 人	285,856 円	316,366 円	301,319 円	—	—	—	—

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合「アスタリスク(*)」としている。

(注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分	中 川 村	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	216,800 円	206,800 円
	高 校 卒	188,000 円	174,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

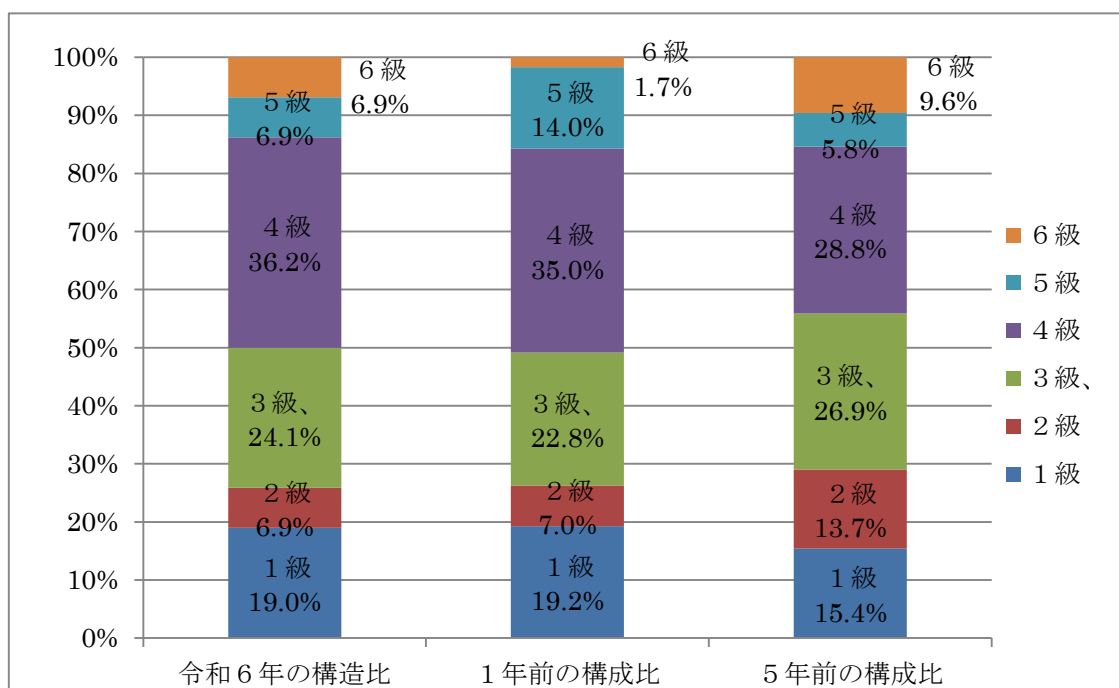
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	276,400 円	327,500 円	360,800 円
	高 校 卒	248,600 円	305,200 円	329,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

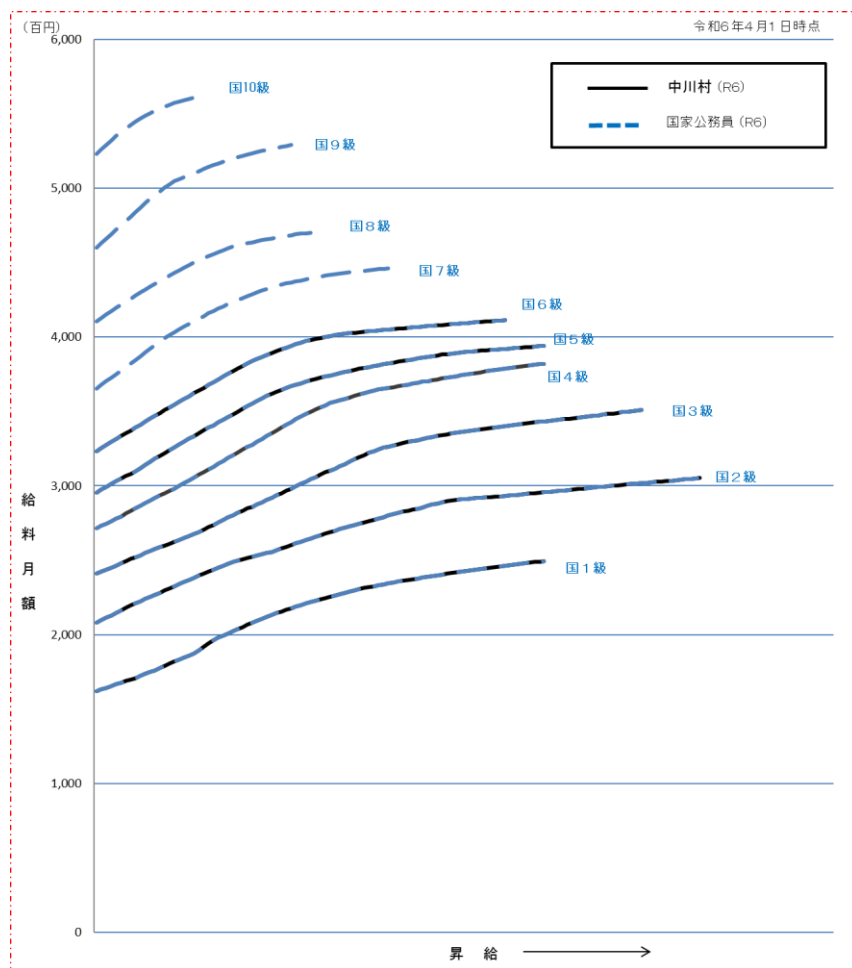
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	1 人	1.9%	183,500 円	258,100 円
2 級	主任主事	4 人	6.9%	230,000 円	308,500 円
3 級	主任	14 人	24.1%	265,300 円	354,700 円
4 級	係長・主査	21 人	36.2%	298,800 円	386,100 円
5 級	課長・課長補佐	4 人	6.9%	321,300 円	398,200 円
6 級	課長	4 人	6.9%	355,200 円	415,700 円

- (注) 1 中川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。（旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（中川村）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な区分	昇給実績がある 区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中 川 村	長 野 県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,468 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,714 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（中川村）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

中 川 村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 —) 1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			105 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			17,500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			7.22 %	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	建設環境課 産業振興課	下水マンホール内作業 急傾斜地等危険現場作業 犬捕獲及びへい獣処理	105千円	日額500円
伝染病防疫手当	保健福祉課	伝染病患者救護、防疫 作業等に従事した者	－ 千円	日額1,000円
行旅病人・同死亡人 取扱い手当	保健福祉課	行旅病人、同死亡人の 収容等に従事した者	－ 千円	1件1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	19,951 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	240 千円
支給実績（4年度決算）	19,593 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	241 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	配偶者、子及び父母等	同		8,272 千円	258,500 円
住居手当	借家、借間	同		2,523 千円	210,291 円
通勤手当	距離により段階支給	異	階層区分	4,025 千円	56,702 円
管理職手当	課長等、給料月額10%額	異	支給上限率	4,296 千円	477,413 円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	681,000 円 (ー 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,800 円／ 528,000 円
	副 市 町 村 長	577,000 円 (ー 円)	677,700 円／ 481,000 円
報 酬	議 長	256,000 円 (ー 円)	400,000 円／ 203,000 円
	副 議 長	195,000 円 (ー 円)	314,000 円／ 130,000 円
	議 員	175,000 円 (ー 円)	290,000 円／ 109,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(5年度支給割合) 3.40 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(5年度支給割合) 3.40 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×42.5/100 13,892,400円	任期ごと
	備 考	給料月額×在職月数×25.4/100 7,034,784円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

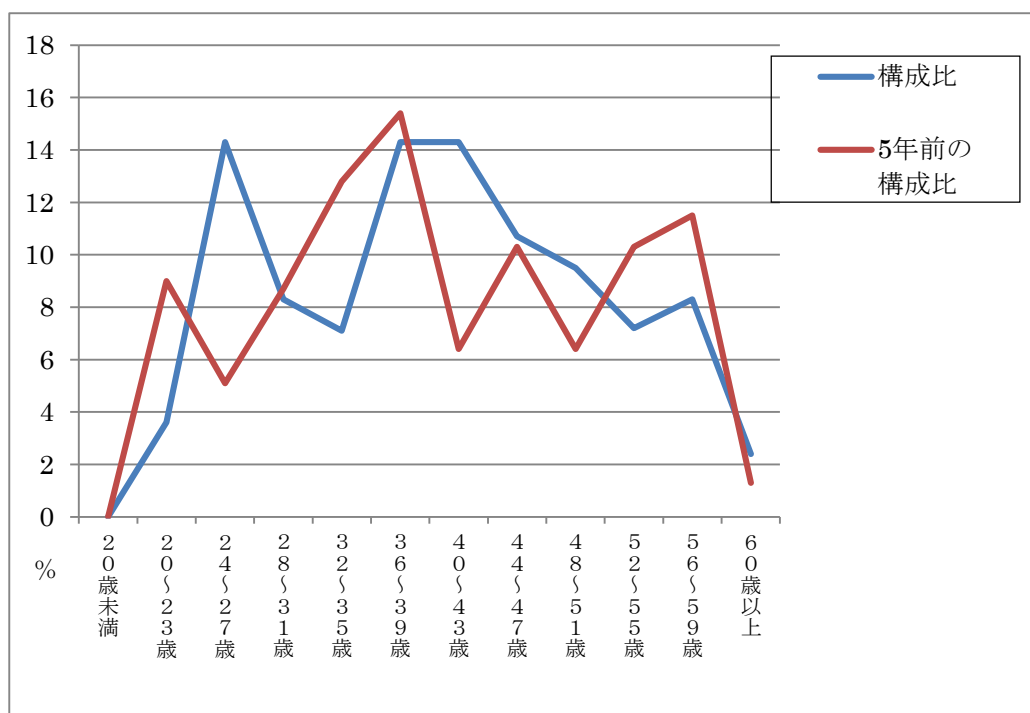
（令和5年1月現在）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	欠員補充による増 欠員不補充による減 欠員補充による増
		総 務	18	18	0	
		税 務	2	2	0	
		民 生	22	20	2	
		衛 生	7	8	△1	
		農林水産	7	7	0	
		商 工	4	3	1	
		土 木	7	7	0	
		計	68	66	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.31 人 （前年度人口当たり職員数 204.97人）
		教育部門	8	8	0	
	消防部門					
	小 計	76	74	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 161.29 人 （前年度人口当たり職員数 241.46 人）	
公営企 業業計 等部門	水 道	2	2	0	欠員不補充による減	
	下水道	1	1	0		
	その他	5	6	△1		
	小 計	8	9	△1		
合 計			84 〔 85 〕	83 〔 85 〕	1 〔 0 〕	<参考> 人口1万人当たり職員数 178.26 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	3人	12人	7人	6人	12人	12人	9人	8人	6人	7人	2人	84人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	30 年	元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	63	61	65	65	64	66	68	7 (11.5%)
教育	8	8	7	8	8	8	8	0 (0.0%)
普通会計計	71	69	72	73	72	74	76	7 (10.1%)
公営企業等会計計	9	9	9	9	9	9	8	△1 (△11.1%)
総合計	80	78	81	82	81	83	84	6 (7.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。